

令和 2 年 4 月 13 日

各県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業  
について (通知)

4月9日の「宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、本県の医療体制は、「感染初期」から「移行期」へフェーズが移り、「感染拡大警戒地域」への移行を警戒すべき重要な局面に入ったため、県民一丸となって感染拡大防止に取り組む必要性が示されました。

また、本県は、緊急事態宣言が出された都府県と高速交通網で直結し、当該地域との往来等による感染者も確認されていることに加え、感染源、感染経路が不明な患者数も増加し、感染者が確認されていない市町村においても注意が必要な状況となっております。

以上のことから、専門家の助言を踏まえ、現在実施している臨時休業等については、下記のとおりに対応とします。

臨時休業期間中の指導については、令和2年4月10日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」を参考に、新入生も含め、休業期間中の児童・生徒の適切な健康管理や効果的な家庭学習に資するよう、児童・生徒の「学校とのつながり」や「毎日の生活リズムの維持」、「学習活動の継続」への対応についても十分配慮願います。

記

1 臨時休業について

臨時休業を延長することとする。

延長期間は、知事等により当分の間、不要不急の外出自粛の要請がなされていることや、緊急事態宣言の対象都府県における外出自粛要請、学校休業などの緊急事態措置の効果を見極める期間を踏まえ、5月6日(水)までとする。

なお、生徒が効果的に家庭学習に取り組むための必要な指導や、生徒の健康観察等を行うため、十分な感染症対策を取った上で、週1回程度の登校日を設けることができることとする。

〈対応例〉

- ・学年を分けて登校させる。
- ・学校への滞在時間は2～3時間程度に限定する。
- ・公共交通機関を使用する高校生は、時差登校をさせる。

2 その他

- ・部活動は行わないこととする。
- ・特別支援学校においては、児童生徒の居場所確保のため、希望する児童・生徒は登校可とする。スクールバス、昼食は通常どおり運行・実施する。

担当：スポーツ健康課学校保健給食班  
大宮司，大友  
TEL 022-211-3666  
FAX 022-211-3796

各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会  
教育長 伊東 昭代

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業について（依頼）

本県の教育行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月9日の宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、医療面でのフェーズが「移行期」に移るなど深刻化したとの判断が示され、また、続く10日の市町村長会議でも、今が感染の急激な拡大を防止できるかどうかの非常に重要な局面であるとの認識が共有されたところです。

これまで県教育委員会としては、年度始め休業明けから1週間程度、県立学校の臨時休業を実施し、状況を注視してまいりましたが、残念ながら県内で感染は拡大傾向にあり、感染経路が明らかでない事例が増加するなど、現在感染者が確認されていない市町村においても注意が必要な段階であります。また、この間に国においては緊急事態宣言が発出され、首都圏と高速交通網で直結している本県は、感染拡大警戒地域への移行を最大限警戒すべき状況となりました。

これらの状況や専門家の助言を踏まえ、県立学校においては、令和2年5月6日（水）まで臨時休業を延長することとしました。

つきましては、貴市町村におかれましても、管理下の学校での同様の対応について御協力をお願いします。また、臨時休業の実施に当たっては、別添の県立学校における対応について御参考に願うとともに、下記について御配慮願います。

なお、感染者が発生していないなどの理由により臨時休業を実施しない市町村におかれましては、学校における感染拡大防止対策の徹底を改めてお願いします。

## 記

- 1 臨時休業期間中、児童生徒の生活リズムを整え、効果的な家庭学習に取り組めるようにするため、感染拡大防止対策を徹底した上での指導等について御検討願います。
- 2 3月時の臨時休業と同様に、保護者が共働き等の場合に日中一人であることが難しいなど、やむを得ない事情にある児童生徒については、学校で預かるなどの御配慮をお願いします。また、放課後児童クラブが開設される場合には、必要に応じて学校施設の活用や教職員による運営支援についても御配慮願います。
- 3 臨時休業期間中は、令和2年3月17日付け義第534号で依頼したとおり、児童生徒の十分な状況把握と、一人一人に寄り添った対応等について御配慮願います。

担当：スポーツ健康課学校保健給食班 大宮司，大友
TEL 022-211-3666
FAX 022-211-3796
義務教育課指導班 千葉，滝野澤
TEL 022-211-3646
FAX 022-211-3691